大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、縦覧に供する。

次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年八月四日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　オッピンタウンセンタ

所在地　岡山市桜が丘東五丁目五番七号

2　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　株式会社芙蓉総合リース

住所　東京都千代田区麹町五丁目一番地一

代表者の氏名　代表取締役　辻田泰徳

3　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称　株式会社芙蓉総合リース

住所　東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名　代表取締役　辻田泰徳

（変更後）

名称　株式会社芙蓉総合リース

住所　東京都千代田区麹町五丁目一番地一

代表者の氏名　代表取締役　辻田泰徳

4　変更年月日

令和二年六月一日

二　届出年月日

令和二年七月二十二日

三　縦覧の期間及び場所

1　縦覧の期間

令和二年八月四日から同年十二月四日まで

2　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課